



日本シティズンシップ教育フォーラム 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、日本シティズンシップ教育フォーラムと称し、その英文は Japan Citizenship Education Forum とする。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を兵庫県尼崎市次屋1丁目2番地20号に置く。

2 この団体は、運営委員会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 この団体は、市民一人ひとりの能動的な参加を地域や社会を創造するエネルギーに変えていく民主主義の成熟を実現するため、シティズンシップ教育に関わる個人・団体間の交流や協力を進め、その実践を推進する環境づくりを通じて、日本におけるシティズンシップ教育を広範に進展させることを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) シティズンシップ教育に関する個人・団体間の交流の促進
- (2) シティズンシップ教育に関する情報の収集・整備及び提供
- (3) シティズンシップ教育の推進に係る社会環境の整備
- (4) その他、この団体の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この団体の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第2章 会員

(種別)

第6条 この団体の会員は次の3種とする。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同して、この団体の活動を推進する個人又は団体

- (2) 賛助会員 この団体の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この団体の事業分野に功労のあった個人又は団体で、運営委員会の議決をもって推薦された者

(入会)

第 7 条 この団体の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、運営委員会が別に定める入会申込書の提出を持って入会することができる。

2 特別会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定めるところにより入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会の届け出があったとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 2 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、書面で届けることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が、次の各号の一に該当するにいたったときは、運営委員会の議決に基づき、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、理由を付して除名する旨を通知し、運営委員会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この団体の規約又は規則に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知する者とする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が第 10 条の規定によりその資格を喪失したときは、この団体に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この団体は、会員がその資格を喪失しても、納付された入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 運営委員 5人以上15人以下
- (2) 監事 1人又は2人
- (3) アドバイザー 30人以下

2 運営委員の内、1人を代表とし、若干名の副代表を置くことができる。

(選任等)

第14条 運営委員及び監事は、正会員の内より総会の議決によって選任する。

2 代表及び副代表は、運営委員の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該運営委員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、運営委員又はこの団体の職員を兼ねることができない。

5 アドバイザーは、運営委員会の議決によって選任する。

(職務及び権限)

第15条 代表は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

3 運営委員は、運営委員会を構成し、この規約の定め及び運営委員会の議決に基づき、職務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 運営委員の業務執行の状況を監査すること。

(2) この団体の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを正会員に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 運営委員の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、運営委員に意見を述べ、若しくは運営委員会の招集を請求すること。

5 アドバイザーは、運営委員会からの諮問に応え、運営委員会に対し、意見を述べることができる。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 役員が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員は次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、役員としての報酬を受け取らない。ただし、役員が職員を兼任する際に、職員としての報酬等を支給することができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(事務局及び職員)

第 20 条 この団体に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局長は、運営委員会の議決を経て、正会員の内より代表が委嘱し、職員は代表が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、運営委員会の議決を経て代表が別に定める。

第 4 章 総会

(種別)

第 21 条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項を審議、議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及びその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 運営委員及び監事の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) その他、運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 運営委員会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、運営委員会の議決に基づき代表が招集する。

2 代表は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会は、すべての正会員の同意がある場合には、第 4 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

4 総会を招集するときは、運営委員会（前条第 2 項第 2 号の規定による場合は当該正会員）は次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の審議事項

(3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(4) 総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

5 総会の招集は前項各号に掲げる事項を記載した書面又は電磁的方法により開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、正会員による動議を、出席した正会員の過半数の同意により総会における議決事項とすることを妨げない。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、1 会員 1 票とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって、若しくは電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項 2 号の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、前項の議事録に署名押印する。

(正会員への通知)

第 31 条 総会で議決した事項は、正会員に通知する。

第 5 章 運営委員会

(構成)

第 32 条 この団体に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、すべての運営委員をもって構成する。

(権能)

第 33 条 運営委員会は、以下の事項について議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 予算及びその変更

(4) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(5) 特別会員の推薦、入会金及び会費の額、会員の除名等の会員制度の運用に関する事項

(6) 代表及び副代表、アドバイザーの選任及び解職

(7) 事務局の組織及び運営

(8) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 34 条 運営委員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 35 条 運営委員会は、代表が招集する。

2 代表は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に運営委員会を招集しなければならない。

3 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 1 週間前までに通知しなければならない。

4 前項の規定に関わらず、運営委員の全員の同意がある場合、招集の手続を経ることなく、運営委員会を開催することができる。

5 代表は、この団体の運営において緊急かつ重大な事項について、運営委員会の招集が不可能である場合、暫定措置を講じることができる。ただし、この場合、代表は直近の運営委員会において暫定措置の承認を得なければならない。

6 前項において、運営委員会が代表の暫定措置を不承認した場合、当該暫定措置は当然に無効となる。

(議長)

第 36 条 運営委員会の議長は、代表がこれに当たる。ただし、前条第 2 項の場合には出席運営委員の互選による。

(定足数)

第 37 条 運営委員会は、運営委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第 38 条 運営委員会における議決事項は、第 36 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、運営委員による動議は、出席した運営委員の過半数の同意により、運営委員会における議決事項とすることができる。

2 運営委員会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 39 条 各運営委員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため運営委員会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した運営委員は、前 2 条および次条第 1 項 2 号の適用については、運営委員会に

出席したものとみなす。

(議事録)

第40条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に署名押印する。

(運営委員への通知)

第41条 運営委員会で議決した事項は、すべての運営委員及び監事に通知する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第43条 この団体の資産は、代表が管理し、その方法は、運営委員会の議決を経て、代表が別に定める。

(事業計画及び予算)

第44条 この団体の事業計画は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 事業計画に伴う収支予算は、代表が作成し、運営委員会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第45条 この団体の事業報告書、決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 46 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、運営委員会の議決を経なければならない。

第 7 章 規約の変更、解散及び合併

(規約の変更)

第 47 条 この団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第 48 条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2 前項第 1 号の事由によりこの団体が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。ただし、前項第 3 項の事由による場合は、自動的に解散するものとする。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この団体が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において議決された他の非営利団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 50 条 この団体が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

第 8 章 部会及び専門委員

(部会及び専門委員)

第 51 条 この団体は事業を推進するために必要があるときは、運営委員会はその議決により専門委員から成る部会を設けることができる。

- 2 部会の専門委員は運営委員会が選任する。
- 3 部会はいかなる場合であっても議決機関となるものではない。
- 4 部会の設置、構成及び運営に関して必要な事項は、運営委員会の議決より別に定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条 この団体は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、運営委員会の議決により別に定める。

(個人情報の保護)

第53条 この団体は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、運営委員会の議決により別に定める。

第11章 補則

(委任)

第54条 この規約の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、代表がこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、この団体の成立の日から施行する。
- 2 この団体の規約施行当初の役員は、次に掲げるものとする。

運営委員	伊藤 章
運営委員	岡田泰孝
運営委員	川中大輔
運営委員	木村 充
運営委員	黒崎洋介
運営委員	小玉重夫
運営委員	杉浦真理
運営委員	中村陽一
運営委員	林 大介
運営委員	古田雄一
運営委員	水山光春
運営委員	毛受芳高
監 事	斉藤仁一朗
監 事	長沼 豊

3 この団体の設立当初の役員の任期は第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2014年度の通常総会終了時までとする。

4 この団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この団体の設立当初の事業年度は、第5条の規定にかかわらず、成立の日から当該年度の12月31日

までとする。

6 この団体の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、個人・団体ともに次に掲げる額とする。

(1) 入会金 0円

(2) 年会費

①正会員 一般 8,000円 学生 3,000円

②賛助会員 5,000円(一口)

付記

本規約は、2013年3月17日、発効した。

本規約は、2015年3月21日、改定され、即日発効した。

以上